

在宅医療・介護連携ツールQ & A

多職種連絡票

Q 1 この連携シートは、介護保険利用者以外（身体障がい者等）も使用可能か。

(A) 介護保険利用者向けで作成しているので、このままでは使用は難しいが、サービス・介護度等の項目の変更等を行えば、使用は可能と考える。

Q 2 連絡票の FAX での取り扱いについて、事業所によってできない場合もあるが、どのように考えるか。

(A) 個人情報保護に積極的に取り組む姿勢から、FAX を禁止している事業所があるかもしれない。特定の個人を識別できないように配慮した上でのやりとりは可と考えるが、事業所の方針に任せる。

・利用者本人を取り巻く介護保険サービスにおける支援者間（チーム）において、その中心となるのは介護支援専門員であり、連絡票等でとった相談事項の結果等は、必要に応じ担当介護支援専門員に報告することが望ましい。

医療と介護の連携シート

Q 1 この連携シートは、介護保険利用者以外（身体障がい者等）も使用可能か。

(A) 介護保険利用者向けで作成しているので、このままでは使用は難しいが、サービス・介護度等の項目の変更等を行えば、使用は可能と考える。

Q 2 退院時、病院から提出する入院中の経過等の情報については、病院独自の様式を使用したらよいか。

(A) 看護サマリ等病院独自のシートを使用できる。

あんしん連携ファイル

Q 1 救急医療情報キットとの兼ね合いはどうなるのか。

(A) 救急医療情報キットは、救急時の市民の安全と安心を確保することを目的としており、本ファイルの目的と異なる。記載内容が同様の部分もあるが、基本的に救急医療情報用紙は、本人と救急隊と搬送先の医療機関が閲覧、活用できるものであるため、別のものと考えていただきたい。

Q 2 このファイル管理の責任の所在は誰にあるか。

(A) 本ファイルは、ご本人やご家族、関係職種が活用し、ご本人への適切なケアや支援に役立てるものであり、管理はご本人等を中心に行っていただき、関係職種がそれをサポートするものとする。ファイル中の情報は、最新の情報が分かるよう記載日が記入できる。

Q 3 ファイルの改良により、内ポケットが付いたが、どう使えばよいか？

(A) 希望に応じてお薬手帳等を保管していただき、入院・入所の際や、容体急変時には、保険証やお薬手帳と共にファイルも持参していただきたい。

なお、救急医療情報キットに保管がなされている方に関しては、キットへの保管を継続していただければよいと考える。

在宅医療・介護連携ツールに関する問い合わせ窓口

敦賀市福祉保健部長寿健康課
(敦賀市在宅医療在宅介護連携推進協議会事務局)

☎ 22-8181